

市営保育所の今後のあり方について
(中間意見)

平成22年12月

京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会

目次

1	はじめに	1
2	現在の審議状況	2
	(1) 現状に対する基本的認識	2
	(2) 各委員からの意見等	1 2
3	これまでの審議のまとめ	1 2
4	意見	1 3
5	参考資料	1 4
	資料 1	1 4
	資料 2	1 4

1 はじめに

京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会では、平成22年8月に、京都市の厳しい財政状況の下で、保育を取り巻く情勢が激動する中、様々な利用者ニーズや保育所に求められる役割に応え、公・民全体で京都市の保育を向上させていく必要があることから、「民間保育園と市営保育所の今後の役割」や、「市営保育所がその役割を担うために必要な機能」について検証を行い、「市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方」と、「今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス」を明らかにすることを目的として、「市営保育所の今後のあり方」について、京都市から審議の依頼を受けた。

これを受け、本分科会では、京都市の保育の実施状況をはじめ市営保育所と民間保育園との比較検証、市営保育所の課題などについてこれまで4回に渡り審議を重ねてきた。本「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」は、これら論議の過程で明らかになった現状に対する基本的認識及び各委員から出された意見についてまとめたものである。あわせて、これらの意見の中には、審議の視点の論議を待つまでもなく早急に改善に取り組むべき項目も含まれていることから、これらを盛り込んだ上で、取り急ぎ京都市に提出するものである。

2 現在の審議状況

(1) 現状に対する基本的認識

ア 保育所の状況について

(ア) 本市においては、設置箇所数及び入所児童数の約9割を民間保育園が占めている。

【行政区別保育所設置状況】

(平成22年4月1日現在)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	
	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	
公設公営	3 240	2 160	4 355	3 230	2 110	1 120	2 160	6 420	
公設民営	0 0	0 0	0 0	1 90	0 0	0 0	0 0	0 0	
民設民営	社会福祉法人	17 1,710	10 1,005	19 1,625	9 930	4 450	18 2,340	4 390	19 1,405
	その他の法人	1 90	1 90	4 270	2 300	4 255	1 90	4 300	5 410
	個人	0 0	0 0	2 90	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計	21 2,040	13 1,255	29 2,340	15 1,550	10 815	20 2,550	10 850	30 2,235	

	右京	西京	洛西 (別掲)	伏見	深草 (別掲)	醍醐 (別掲)	合計	割合	
	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	施設 定員	
公設公営	3 150	0 0	0 0	2 330	1 60	1 120	30 2,455	11.8% 10.0%	
公設民営	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 90	0.4% 0.4%	
民設民営	社会福祉法人	22 2,130	13 1,275	8 945	24 2,715	4 420	16 1,680	187 19,020	73.3% 77.6%
	その他の法人	4 330	2 120	0 0	3 240	1 120	0 0	32 2,615	12.5% 10.7%
	個人	1 60	1 75	0 0	1 120	0 0	0 0	5 345	2.0% 1.4%
合計	30 2,670	16 1,470	8 945	30 3,405	6 600	17 1,800	255 24,525	100% 100%	

(休所中の1箇所(右京区、公設公営)を除く。)

【保育所への入所状況】

(平成22年4月1日現在、単位：人)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南
公営	174	162	310	230	84	63	83	409
民営	2,116	1,236	2,308	1,389	778	2,742	792	1,978
合計	2,290	1,398	2,618	1,619	862	2,805	875	2,387
待機児	18	1	27	16	0	0	27	11

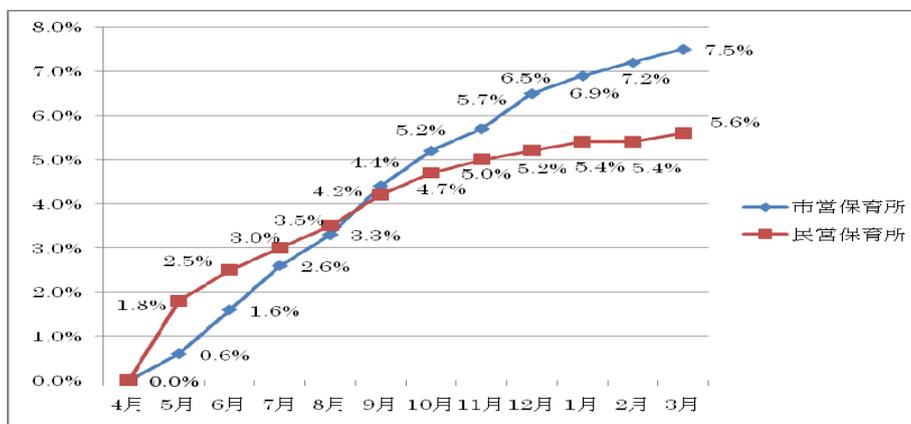
	右京	西京	洛西 (別掲)	伏見	深草 (別掲)	醍醐 (別掲)	合計
公営	147	0	0	313	68	115	2,158
民営	2,769	1,609	986	3,396	626	1,730	24,455
合計	2,916	1,609	986	3,709	694	1,845	26,613
待機児	44	51	10	23	8	0	236

(イ) 多くの民間保育園については、年度当初から定員を超える児童の受け入れを行い、定員を充足させているのに対し、市営保育所については、定員割れを起こしている保育所が多い。このため、年度途中入所への対応については、全体として市営保育所の方が年度途中の入所児童の増加率が高い。

【市営保育所の年度途中入所の状況】

区	保育所名	定員	平成21年4月 在籍児童数	平成22年3月 在籍児童数	増加人数	増加率	平成22年3月 入所率
北	薬只保育所	110	69	71	2	1.8%	64.5%
	薬只乳児保育所	80	59	74	15	18.8%	92.5%
	船岡乳児保育所	60	34	46	12	20.0%	76.7%
上京	室町乳児保育所	60	56	62	6	10.0%	103.3%
	鶴山保育所	90	96	101	5	5.6%	112.2%
左京	養正保育所	120	67	69	2	1.7%	57.5%
	養正乳児保育所	75	63	74	11	14.7%	98.7%
	修学院保育所	90	93	93	0	0.0%	103.3%
	錦林保育所	80	58	69	11	13.8%	86.3%
中京	壬生保育所	80	79	80	1	1.3%	100.0%
	朱雀乳児保育所	40	39	47	8	20.0%	117.5%
	聚楽保育所	90	103	114	11	12.2%	126.7%
東山	三条保育所	60	41	44	3	5.0%	73.3%
	三条乳児保育所	60	32	45	13	21.7%	75.0%
山科	鏡山保育所	120	82	79	-3	-2.5%	65.8%
下京	崇仁第一保育所	90	46	45	-1	-1.1%	50.0%
	崇仁第二保育所	80	41	47	6	7.5%	58.8%
南	九条保育所	60	59	59	0	0.0%	98.3%
	久世保育所	60	53	54	1	1.7%	90.0%
	久世第二保育所	60	66	65	-1	-1.7%	108.3%
	南保育所	140	125	125	0	0.0%	89.3%
	吉祥院保育所	60	57	60	3	5.0%	100.0%
	山ノ本保育所	60	63	68	5	8.3%	113.3%
京北	ひかり保育所	30	29	31	2	6.7%	103.3%
	弓削保育所	60	60	64	4	6.7%	106.7%
	周山保育所	60	58	65	7	11.7%	108.3%
伏見	淀保育所	150	132	142	10	6.7%	94.7%
	改進黨保育所	150	172	179	7	4.7%	119.3%
	辰巳保育所	120	107	120	13	10.8%	100.0%
	砂川保育所	60	68	73	5	8.3%	121.7%

【平成21年度増加率（対4月当初からの累計）】



(ウ) 特に著しく定員割れしている市営保育所については、定員と地域の保育ニーズとの間で乖離が見られる。

【定員割れの著しい市営保育所及びその近辺の保育園の入所状況】

※各市営保育所を中心に半径1km圏内の民間保育園を掲載している。

保育園名	平成21年度					平成22年度				
	定員	4月		3月		定員	4月		7月	
		入所児童数	入所率	入所児童数	入所率		入所児童数	入所率	入所児童数	入所率
楽只保育所	110	69	62.7%	71	64.5%	110	75	68.2%	78	70.9%
楽只乳児保育所	80	59	73.8%	74	92.5%	70	56	80.0%	57	81.4%
A	150	172	114.7%	186	124.0%	150	196	130.7%	196	130.7%
B	90	101	112.2%	109	121.1%	90	106	117.8%	108	120.0%
C	120	125	104.2%	135	112.5%	120	130	108.3%	134	111.7%
D	90	103	114.4%	111	123.3%	90	109	121.1%	110	122.2%
E	150	171	114.0%	181	120.7%	150	175	116.7%	180	120.0%
養正保育所	120	67	55.8%	69	57.5%	120	88	73.3%	92	76.7%
養正乳児保育所	75	63	84.0%	74	98.7%	75	63	84.0%	69	92.0%
A	60	65	108.3%	67	111.7%	60	66	110.0%	66	110.0%
B	60	69	115.0%	67	111.7%	60	70	116.7%	70	116.7%
C	90	98	108.9%	97	107.8%	90	100	111.1%	100	111.1%
D	120	130	108.3%	134	111.7%	120	130	108.3%	131	109.2%
E	90	99	110.0%	102	113.3%	90	101	112.2%	103	114.4%
F	120	128	106.7%	129	107.5%	120	129	107.5%	130	108.3%
三条保育所	60	41	68.3%	44	73.3%	60	40	66.7%	41	68.3%
三条乳児保育所	60	32	53.3%	45	75.0%	50	44	88.0%	50	100.0%
A	120	138	115.0%	150	125.0%	120	151	125.8%	150	125.0%
B	30	34	113.3%	37	123.3%	30	38	126.7%	40	133.3%
C	60	65	108.3%	70	116.7%	60	69	115.0%	74	123.3%
D	90	99	110.0%	103	114.4%	90	98	108.9%	99	110.0%
E	45	50	111.1%	55	122.2%	45	50	111.1%	52	115.6%
崇仁第一保育所	90	46	51.1%	45	50.0%	90	47	52.2%	46	51.1%
崇仁第二保育所	80	41	51.3%	47	58.8%	70	36	51.4%	40	57.1%
A	60	68	113.3%	74	123.3%	60	71	118.3%	74	123.3%
B	50	56	112.0%	58	116.0%	50	48	96.0%	55	110.0%
C	90	100	111.1%	106	117.8%	90	96	106.7%	94	104.4%
D	90	97	107.8%	101	112.2%	90	95	105.6%	96	106.7%
船岡乳児保育所	60	34	56.7%	46	76.7%	60	43	71.7%	46	76.7%
A	150	172	114.7%	186	124.0%	150	196	130.7%	196	130.7%
B	90	101	112.2%	109	121.1%	90	106	117.8%	108	120.0%
C	120	125	104.2%	135	112.5%	120	130	108.3%	134	111.7%
D	90	103	114.4%	111	123.3%	90	109	121.1%	110	122.2%
E	150	171	114.0%	181	120.7%	150	175	116.7%	180	120.0%
F	90	92	102.2%	96	106.7%	90	95	105.6%	96	106.7%
鏡山保育所	120	82	68.3%	79	65.8%	120	63	52.5%	63	52.5%
A	150	151	100.7%	164	109.3%	150	172	114.7%	177	118.0%
B	60	48	80.0%	60	100.0%	60	50	83.3%	53	88.3%
C	180	207	115.0%	227	126.1%	180	217	120.6%	225	125.0%
D	120	128	106.7%	133	110.8%	120	128	106.7%	128	106.7%
E	60	69	115.0%	76	126.7%	60	72	120.0%	73	121.7%

網掛けが市営保育所

(エ) 市営保育所においては、単独幼児保育所と単独乳児保育所が隣接し合うところが多く存在する。

【市営保育所の現況（平成22年4月1日時点）】

区	保育所名	住所	開設年	定員		
				合計	乳児	幼児
北	楽只保育所	紫野北花ノ坊町18	大正10年	110		110
	楽只乳児保育所	紫野花ノ坊町23	昭和44年	70	70	
	船岡乳児保育所	紫野下築山町20	昭和29年	60	60	
上	室町乳児保育所	新町通今出川上る元新在家町163-1	昭和15年	60	60	
	鶴山保育所	寺町通今出川上る5丁目鶴山町5-6	昭和29年	100	30	70
左	養正保育所	田中玄京町149	大正9年	120		120
	養正乳児保育所	田中玄京町151	昭和44年	75	75	
	修学院保育所	修学院犬塚町30-1	昭和30年	90	30	60
	錦林保育所	鹿ヶ谷高岸町3-2	大正13年	70	40	30
中	壬生保育所	西ノ京新建町1	大正13年	90	40	50
	朱雀乳児保育所	西ノ京西月光町19-1	昭和46年	40	40	
	聚楽保育所	聚楽廻松下町9-4	昭和55年	100	40	60
東	三条保育所	三条大橋東三丁目下る長光町621	大正8年	60		60
	三条乳児保育所	花見小路通古門前上る巽町467	昭和53年	50	50	
山	鏡山保育所	厨子奥苗代元町16-5	昭和29年	120		120
下	崇仁第一保育所	下之町6-3	大正9年	90		90
	崇仁第二保育所	下之町4-3	昭和45年	70	70	
南	九条保育所	西九条春日町49	昭和14年	60	30	30
	久世保育所	久世大築町50	昭和43年	60	60	
	久世第二保育所	久世大築町47-2	昭和48年	60		60
	南保育所	西九条南田町9	昭和44年	120	50	70
	吉祥院保育所	吉祥院菅原町22-1	昭和45年	60	30	30
	山ノ本保育所	上鳥羽山ノ本町61	昭和54年	60	20	40
右	ひかり保育所	京北井戸町丸山110	※平成17年度	30		30
	弓削保育所	京北下弓削町狭間谷6-1	※平成17年度	60		60
	周山保育所	京北五本松町西山24-3	※平成17年度	60		60
伏	淀保育所	淀下津町96	昭和27年	150	50	100
	改進保育所	竹田狩賀町153-1	大正15年	180	80	100
	辰巳保育所	醍醐外山街道町21-21	昭和32年	120	60	60
	砂川保育所	深草六反田町4-7	昭和14年	60	30	30

※ 平成17年 京北町合併により本市に転入

イ 市営保育所特有のサービスについて

市営保育所特有のサービスは順次見直してきており、現在では、布おむつ及び布団の提供が残っている（布おむつの提供については平成23年度から見直し予定）。

【市営保育所特有のサービス】

<p>○ これまで市が負担していた以下のものについて見直しを実施</p> <p>【平成20年度実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了児の記念品（鉛筆1ダース） <p>【平成21年度実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事用エプロン、おしぼりの保護者持参 ・ 消耗品（クレパス、粘土、粘土ケース、のり）の保護者購入 ・ 保育所において使用頻度の低かったカラー帽子、自由画帳の廃止 ・ 夏季プール実施回数の見直し：ほぼ毎日⇒週3回程度 ・ 所外保育の回数減 <ul style="list-style-type: none"> 2歳児：観光バス年1回⇒なし 幼 児：観光バス年2回⇒観光バス年1回 <p>○ 現在実施している特有のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布おむつの提供（平成23年度見直し予定） ・ 午睡用の布団（シーツ含む）の提供
--

ウ 市営保育所の職員の状況について

(ア) 職員の配置数について、モデルケースで比較すると、作業員を除けば大きな差があるわけではない。

【プール制配置基準等との比較】

【算定例①】

1 定員 60人

2 児童数

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	5 (1)	1 (1)	6 (2)
1歳児	9 (8)	3 (3)	12 (11)
2歳児	8 (6)	1 (1)	9 (7)
3歳児	13 (11)	1 (0)	14 (11)
4歳児	11 (7)	1 (0)	12 (7)
5歳児	14 (10)	1 (0)	15 (10)
合計	60 (43)	8 (5)	68 (48)

※ () 内は特例保育児童数

3 特別保育等実施状況

(1) 定員弾力化実施 12%

(2) 積極的な保護者・地域支援項目 (年末年始及び学童保育以外を実施)

(3) 世代間交流 (すべて実施)

(4) アレルギー児対応 (除去食対応) 6人

(5) 障害児統合保育 6人 (8.8%)

※ 0.6人分相当1人, 0.2人分相当5人

(6) 延長保育 1時間延長, 対象児童数28人

(7) 苦情解決体制及び情報の積極的な開示

【算定例①比較】

○市営保育所の例

区分	人員	欠員	配置職員数			
				通常保育等対応		特別保育対応等 (短時間)
				正規職員	アルバイト	嘱託職員等
保育士	14	0	14	12	2	(延長) 1.3
調理員	2	0	2	2	0	0
作業員	1	0	1	1	0	0
合計	17	0	17	15	2	1.3

※ 所長を除く

※ 延長保育に係る嘱託 通常1名 (6時間10分勤務) + 一定の要件により4時間勤務1名加配

○民間保育園の例

区分	定数 (人)	区分	金額 (円)
保育士	9	基本ポイント	290ポイント
調理員	2	加算ポイント	618ポイント
フリー経費定数	1	保育所運営費 (定員外人件費)	8,274,924
小計	12	定員弾力化対策費	920,880
障害児加配	1	延長保育	3,605,387
合計	13	障害児統合保育対策費	869,280
(職員数換算)	3.7	主任保育士専任化加算	3,696,480
(換算後合計)	16.7	事務職員雇上費加算	693,600
		プール制外合計	18,060,551

※ 施設長除く

※ 1人当たりの人件費を4,765千円 (H21 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で
 $18,060,551 \text{円} \div 4,765,000 \text{円} = 3.7 \text{人分}$ よって, $3.7 \text{人} + 13 \text{人} = 16.7 \text{人}$ となる。

※ 基本ポイント及び加算ポイントについては, 上記の職員給与や上記以外の職員給与として使用

【算定例②】

- 1 定員 90人
2 児童数

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	5 (4)	3 (3)	8 (7)
1歳児	12 (11)	4 (3)	16 (14)
2歳児	16 (11)	2 (1)	18 (12)
3歳児	15 (15)	5 (5)	20 (20)
4歳児	23 (17)	1 (1)	24 (18)
5歳児	19 (16)	3 (1)	22 (17)
合計	90 (74)	18 (14)	108 (88)

※ () 内は特別保育児童数

3 特別保育等実施状況

- (1) 定員弾力化実施 21%
 (2) 積極的な保護者・地域支援項目 (年末年始及び学童保育以外を実施)
 (3) 世代間交流 (すべて実施)
 (4) アレルギー児対応 (除去食対応) 7人
 (5) 障害児統合保育 4人 (3.7%)

※ 1. 3人分相当1人, 0.8人分相当1人, 0.6人分相当1人, 0.2人分相当1人

- (6) 延長保育 1時間延長, 対象児童数50人
 (7) 苦情解決体制及び情報の積極的な開示

【算定例②比較】

○市営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
			通常保育等対応			特別保育対応等 (短時間)
			正規職員	アルバイト	嘱託職員等	
保育士	22	0	22	18	4	(延長) 1.3
調理員	3	0	3	2	1	0
作業員	2	0	1	1	0	0.8
合計	27	0	26	21	5	2.1

※所長を除く

※延長保育に係る嘱託 通常1名 (6時間10分勤務) +一定の要件により4時間勤務1名加配

○民間保育園の例

区分	定数 (人)
保育士	13
調理員	2
フリー経費定数	1
小計	16
障害児加配	2
合計	18
(職員数換算)	5.9
(換算後合計)	23.9

※施設長除く

プール制外

区分	金額 (円)
基本ポイント	340ポイント
加算ポイント	696ポイント
保育所運営費 (定員外人件費)	15,874,644
定員弾力化対策費	2,250,480
延長保育	4,402,187
障害児統合保育対策費	1,349,280
主任保育士専任化加算	3,913,920
事務職員雇上費加算	738,720
プール制外合計	28,529,231

※ プール制人件費を 4,765 千円 (H21 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で
 $28,529,231 \text{円} \div 4,765,000 \text{円} = 5.9 \text{人分}$ よって, $18 \text{人} + 5.9 \text{人} = 23.9 \text{人}$ となる。

※ 基本ポイント及び加算ポイントについては, 上記の職員給与や上記以外の職員給与として使用

【算定例③】

- 1 定員 120人
2 児童数

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	17 (6)	0 (0)	17 (6)
1歳児	10 (2)	0 (0)	10 (2)
2歳児	14 (4)	0 (0)	14 (4)
3歳児	25 (5)	0 (0)	25 (5)
4歳児	20 (9)	0 (0)	20 (9)
5歳児	17 (8)	0 (0)	17 (8)
合計	103 (34)	0 (0)	103 (34)

※ () 内は特例保育児童数

3 特別保育等実施状況

- (1) 積極的な保護者・地域支援項目 (年末年始及び学童保育以外を実施)
 (2) 世代間交流 (すべて実施)
 (3) アレルギー児対応 (除去食対応) 4人
 (4) 障害児統合保育 5人 (4.9%)

※ 1.0人分相当1人, 0.9人分相当1人, 0.4人分相当2人, 0.2人分相当1人
 (5) 苦情解決体制及び情報の積極的な開示

【算定例③比較】

○市営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
				通常保育等対応		特別保育対応等 (短時間)
				正規職員	アルバイト	嘱託職員等
保育士	20	0	20	14	6	(延長) 0
調理員	3	0	3	2	1	0
作業員	2	0	1	1	0	0.8
合計	25	0	24	17	7	0.8

※所長を除く

○民間保育園の例

区分	定数 (人)
保育士	14
調理員	3
フリー経費定数	2
小計	19
障害児加配	2
合計	21
(職員数換算)	0.5
(換算後合計)	21.5

区分	金額 (円)
基本ポイント	320ポイント
加算ポイント	319ポイント
障害児統合保育対策費	2,218,560
事務職員雇上費加算	519,120
プール制外合計	2,737,680

※施設長除く

※ プール制人件費を 4,765 千円 (H21 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で
 $2,737,680 \text{円} \div 4,765,000 \text{円} = 0.5 \text{人分}$ よって, $21 \text{人} + 0.5 \text{人} = 21.5 \text{人}$ となる。

※ 基本ポイント及び加算ポイントについては, 上記の職員給与や上記以外の職員給与として使用

(イ) モデル年収で比較すると大きな差は見られないが、公務員の平均勤続年数が長いという特性等から、平均給与の項目においては市営保育所の方が民間保育園より高い。

【市営保育所職種別モデル年収について】

(単位：円) (参考)

職種	格付区分	年齢	格付号級	基本給 (本俸+地域手当)	年収 (基本給×16.5月)	【プール制】モデル年収 (基本給×16.5月+ 業務手当×12月)
保育士	短大卒 (保育士養成校卒)	20歳	1級21号	169,180	2,791,470	2,964,855
		30歳	2級38号	270,820	4,468,530	4,425,930
		40歳	3級70号	369,490	6,096,585	5,680,095
		50歳	4級82号	426,030	7,029,495	6,547,665
		58歳	4級106号	442,860	7,307,190	6,936,075
調理師	高卒	19歳	1級11号	160,710	2,651,715	2,529,960
		30歳	1級56号	240,680	3,971,220	3,847,650
		40歳	3級54号	344,520	5,684,580	5,303,280
		50歳	4級60号	404,360	6,671,940	6,316,050
		58歳	4級92号	433,510	7,152,915	6,822,435

- ※ 基本的に新卒者の採用を前提とし、経験年数は考慮していない。
- ※ 保育士については、該当する保育士の実際の給与を参考にし、調理師については見込み数値である。
- ※ 年収については、賞与を4.50月として計算し、社会保険料事業主負担は含まず、本人負担分を含む数値である。

【職種別平均給与・平均年齢・平均勤続年数】

職 種	平均給与(平均年齢)		平均勤続年数	
	市営	民営	市営	民営
保育士	322,916 円 (40.2 歳)	264,504 円 (34.6 歳)	17.9 年	10.2 年
調理師等	調理師 354,357 円 (47.0 歳)	225,604 円 (36.9 歳)	調理師 19.1 年	7.3 年
	作業員 351,429 円 (46.1 歳)		作業員 17.7 年	

※ 基本給に係る部分のみ計上 (平成21年度実績)

エ 保育所運営における財源構成について

「常勤職員の平均勤続年数による給与の差」、「作業員の配置」、「障害児の受入れによる職員数の差」、「地域子育て支援拠点事業への職員配置」、「市営保育所特有のサービス」などの理由により、市営保育所は民間保育園に比べて、児童1人当たりの経費が高い。

【公民別保育所運営費における市継足額の差について（平成20年度決算）】

○ 1人当たりの保育所運営費市継足額		
市営保育所	95,639円/月 (民間の5.38倍)	【計算】 2,461,738千円 ÷ (2,145人 × 12箇月)
民間保育園	17,791円/月	【計算】 5,217,305千円 ÷ (24,438人 × 12箇月)


 民間保育園に比べ、作業員の配置、常勤職員の平均給与や障害児の受け入れ割合が高いことや、市営保育所独自事業に係る費用を支払っている。

(内訳)

公営保育所総運営費における市継足額	95,639円/月	2,461,738千円
-------------------	-----------	-------------

超過経費合計	77,848円/月	2,003,841千円
内 訳		
① 公民の平均給与格差の総額(※1)	49,828円/月	1,282,574千円
② 作業員人件費分	12,711円/月	327,185千円
③ 拠点事業人件費等分	5,574円/月	143,483千円
④ 独自サービス(※2)	699円/月	18,000千円
⑤ 障害児の受入人数の差	7,204円/月	185,443千円
⑥ その他(※3)	1,832円/月	47,156千円

※1 保育士 市営保育所：約770万円，民間保育園：約500万円（共済費込み）
 調理師 市営保育所：約775万円，民間保育園：約450万円（共済費込み）
 ※2 布おむつについては見直しを検討中。
 その他特有のサービスとして、児童の午睡用の布団の提供を行っている。
 ※3 年度途中入所児童の取扱い及び職員配置上の常勤・非常勤の差等

オ 多様な保育サービス等の実施状況について

(ア) 延長保育，一時保育及び休日保育

- ・ 延長保育
市営保育所は13箇所で実施（民間保育園は167箇所）
- ・ 一時保育
市営保育所は7箇所で実施（民間保育園は35箇所）
- ・ 休日保育
市営保育所は1箇所で実施（民間保育園は4箇所）

(イ) 市営保育所における地域の子育て支援

地域子育て支援拠点事業を市営保育所16箇所で展開している。

(ウ) 障害児保育

障害児加配の対象となる児童の入所児童に占める受入割合については、市営保育所が民間保育園を上回っている。

【障害児加配の対象となる児童の入所状況（行政区別）】

	市営保育所			民間保育園			合計		
	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合
北	174	9	5.17%	2,116	62	2.93%	2,290	71	3.10%
上京	162	8	4.94%	1,236	32	2.59%	1,398	40	2.86%
左京	310	22	7.10%	2,308	52	2.25%	2,618	74	2.83%
中京	230	18	7.83%	1,389	42	3.02%	1,619	60	3.71%
東山	84	5	5.95%	778	20	2.57%	862	25	2.90%
山科	63	9	14.29%	2,742	61	2.22%	2,805	70	2.50%
下京	83	6	7.23%	792	18	2.27%	875	24	2.74%
南	409	33	8.07%	1,978	30	1.52%	2,387	63	2.64%
右京	147	10	6.80%	2,769	62	2.24%	2,916	72	2.47%
西京				1,609	28	1.74%	1,609	28	1.74%
洛西				986	24	2.43%	986	24	2.43%
伏見	313	23	7.35%	3,396	124	3.65%	3,709	147	3.96%
深草	68	8	11.76%	626	19	3.04%	694	27	3.89%
醍醐	115	12	10.43%	1,730	27	1.56%	1,845	39	2.11%
合計	2,158	163	7.55%	24,455	601	2.46%	26,613	764	2.87%

（平成22年4月1日現在）

（エ）被虐待児の受入れ

被虐待児の入所児童に占める受入割合については、市営保育所が民間保育園を上回っている。

【虐待児の状況】

○（児童相談所調べ）公民別被虐待児の状況

	児童数	被虐待児数	割合
市営保育所	2,119人	54人	2.55%
民間保育園	24,244	324	1.34%
合計	26,363	378	1.43%

（平成22年6月現在）

○（福祉事務所調べ）児童虐待に係る保育所入所決定等の状況について

	全市				
	市営	(①に対する率)	民営	(①に対する率)	合計
集計結果①	251人	-	2,159人	-	2,410人
集計結果②	15	6.0%	39	1.8%	54
集計結果③	9	3.6%	16	0.7%	25
集計結果④	9	3.6%	10	0.5%	19

集計結果①：平成21年度の途中における保育所入所の決定を行った件数

集計結果②：①のうち、入所選考及び決定の時点で、当該児童が虐待を受けている児童であることを把握していたものの件数

集計結果③：②のうち、入所選考にあたって、特別の支援を要する家庭の児童であることを理由に、他の申込児童に優先して入所を決定したものの件数

集計結果④：②のうち、児童福祉法第24条第4項の規定に基づく、申込の勧奨を行ったものの件数

(2) 各委員からの意見等

ア 多様化するニーズに対する市営保育所としての役割について

- ・ 大多数が民間保育園の中で、市営保育所が保育ニーズに対して全体としてどのようにかかわるのかという観点から検討する必要がある。
- ・ 市営保育所に求められている実践とは何か。また、その時に求められる新しい人材のあり方とは何かを検討する必要がある。
- ・ 市営保育所と民間保育園の運営形態の違いによる対応のしやすさや費用のかけ方を踏まえ、役割分担を検討する必要がある。
- ・ 運営コストからみた市営保育所の存在根拠を示す必要がある。
- ・ 運営コストにとらわれない市営保育所の役割を検討する必要がある。
- ・ 市営保育所における児童虐待の発見、ケア、防止の役割（福祉事務所の勧告による受入枠の確保）を検討する必要がある。
- ・ 市営保育所のない地域における地域子育て支援拠点事業の展開方法を検討する必要がある。
- ・ 標準化された画一的なサービスを供給することも重要ではないかという観点から検討する必要がある。
- ・ 民間保育園の底上げを図る必要があるとすれば、市営保育所がスタンダードな保育の実践モデルになるのではなく、市が保育基準を示すといったことも検討する必要がある。
- ・ 高コスト体質の見直しと年度当初から定員の充足努力を行うことを検討する必要がある。
- ・ 単独幼児又は単独乳児保育所として残る市営保育所のあり方について検討する必要がある。 等

イ 市営保育所の課題について

- ・ 隣接する単独幼児保育所と単独乳児保育所についてはひとつにまとめたらどうか。
- ・ 著しく定員割れを起こしている市営保育所の定員については見直しを行うべきではないか。 等

ウ 職員体制等に係る民間保育園との比較について

- ・ 市営保育所は民間保育園と比較して、職員加配及び職員処遇等が手厚い。 等

3 これまでの審議のまとめ

以上に述べてきたとおり、これまでの論議においては、本市の保育の現状認識及び市営保育所と民間保育園との比較検証などを切り口として、市営保育所における定員・入所状況、保育サービスの実施状況、保育内容、地域子育て支援活動、職員体制、運営コスト、市営保育所特有の課題など、多岐に渡り意見交換を行ってきたところである。

今後、これらの意見等について、以下の4つの視点に基づき議論を深め、最終意見をまとめていくこととするが、各委員からの意見等の中には、待機児童の解消や市営保育所の効率的な運営が求められる中、早急に改善に取り組むべき課題も含まれていたため、以下4のとおり意見を述べる。

審議の視点

- ① 民間保育園と市営保育所の今後の役割
- ② 市営保育所がその役割を担うために必要な機能
- ③ 市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方
- ④ 今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス

4 意見

市営の単独乳児保育所の多くが、第2次ベビーブーム前後の全国的に保育所不足が深刻化した時期を中心として設立されており、市営保育所においては、現在、複数の単独幼児保育所と単独乳児保育所が存在し、各々が独立した保育所として運営がなされている。

これらのうち、特に、幼児・乳児保育所が互いに隣接し合うところについては、乳児の待機児童が増加している中で、総じて幼児保育所の定員割れが大きいにもかかわらず、保育ニーズの高い乳児に定員・空きスペースを振り向けられないといった、互いに独立した保育所であるがゆえの問題を抱えている。

よって、本分科会からの最終意見を待たずとも、京都市において速やかに改善する必要があると考えられることから、以下のとおり、乳幼一体・併設化を行うべきである。

- ① 単独幼児保育所と単独乳児保育所が隣接している市営保育所（楽只保育所及び楽只乳児保育所、養正保育所及び養正乳児保育所、三条保育所及び三条乳児保育所、崇仁第一保育所及び崇仁第二保育所、久世第二保育所及び久世保育所）については、0歳から就学前までを見通した保育の更なる展開や、空きスペース及び職員の効果的な活用等のために、乳幼一体・併設化すべきである。
- ② ①の乳幼一体・併設化の際には、著しく定員割れを起している市営保育所の定員について、幼児保育所の空きスペースを効果的に利用し、乳児の受入枠の拡大を図るなど、地域の保育ニーズを十分に踏まえ、適切な見直しを行う必要がある。

5 参考資料

資料 1

○ 委員名簿

[敬称略 五十音順]

(福祉施策のあり方検討専門分科会委員)

安宅 義人	(日本労働組合総連合会京都府連合会会長代理)
奥山 茂彦	(京都市保育園連盟監事)
菅原 幸子	(市民公募委員)
仙田 富久	(市民公募委員)
西 晴行	(京都ライトハウス理事長)
浜岡 政好	(佛教大学社会学部教授)
古村 正	(京都児童養護施設長会会長)
宮本 義信	(同志社女子大学生生活科学部教授)
村井 信夫	(京都市社会福祉協議会会長)
山手 重信	(京都市児童館学童連盟会長)

(臨時委員)

源野 勝敏	(京都市老人福祉施設協議会副会長)
関川 芳孝	(大阪府立大学人間社会学部教授)
矢島 里美	(京都市日本保育協会副会長)

資料 2

○ 京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会審議経過

分科会	日程	主な審議内容
第 1 回	8 月 10 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門分科会長の選出, 職務代理者の指名 ・ 審議の視点と審議スケジュール ・ 京都市の保育行政の状況 ・ 国の保育制度見直しの動向 ・ 市営保育所と民間保育園の現状等
第 2 回	9 月 3 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営保育所と民間保育園の現状等
第 3 回	10 月 12 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営保育所の運営について ・ 中間まとめに向けたこれまでの議論の項目整理
第 4 回	11 月 25 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ